



平成 28 年

第 6 回市議会（定例会）

議 案

（議第 98 号～報告第 6 号）

荒 尾 市

平成28年第6回荒尾市議会(定例会) 議案目次

議案番号	件 名	ページ
議第98号	専決処分について（調停）	1
議第99号	荒尾市旧万田坑施設保存整備活用検討委員会条例の制定について	7
議第100号	荒尾市職員退職手当支給条例の一部改正について	11
議第101号	荒尾市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正について	17
議第102号	荒尾市廃棄物の処理及び清掃並びにリサイクルに関する条例の一部改正について	21
議第103号	荒尾市農業委員会の委員の定数条例及び荒尾市議會議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部改正について	25
議第104号	荒尾市民病院使用料及び手数料条例の一部改正について	31
議第105号	平成28年度荒尾市一般会計補正予算（第6号）	35
議第106号	平成28年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）	87
議第107号	平成28年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算（第4号）	103
議第108号	平成28年度荒尾市水道事業会計補正予算（第1号）	107
議第109号	平成28年度荒尾市下水道事業会計補正予算（第4号）	115
議第110号	平成28年度荒尾市病院事業会計補正予算（第2号）	123
報告第5号	専決処分について（損害賠償額の決定）	131
報告第6号	専決処分について（訴えの提起）	135

専決処分について

損害賠償請求調停事件の調停を成立させることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求める。

平成28年11月30日提出

荒尾市長 山下慶一郎

専決第9号

調停について

次のように調停を成立させることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき専決処分する。

平成28年11月18日専決

荒尾市長 山下慶一郎

1 当事者

申立人

[REDACTED]
[REDACTED]
[REDACTED]

相手方 荒尾市宮内出目390番地

荒尾市

代表者 荒尾市長 山下 慶一郎

2 事件名

荒尾簡易裁判所平成28年(ノ)第2号 損害賠償請求調停事件

3 事件の概要

農地に住宅建設を計画した申立人から依頼を受けた住宅メーカー担当者が、平成27年7月24日に農業委員会に対して農地転用許可の相談を行ったが、応対した農業委員会の職員は農地転用が不可能な農地にもかかわらず、農地転用が可能な農地であると誤った回答を行った。

その後、申立人は住宅メーカーと住宅建設の契約を結び、住宅建設及び農地転用申請の手続を進めていたが、平成27年9月15日に申立人から依頼を受けた土地家屋調査士が、農業委員会に農地転用許可申請手続の相談に訪れた際に、農地転用が不可能であることが判明した。

農業委員会は、申立人と問題解決のため何度か話しを行つたが合意に至らず、住宅建設遅延に伴う慰謝料等を求めて、平成28年5月31日付で申立人から損害賠償請求調停の申立てが行われたものである。

4 調停条項

- (1) 相手方は、申立人らに対し、本件解決金として15万円の支払義務があることを認める。
- (2) 相手方は、申立人らに対し、前項の金員を、平成28年12月末日限り、申立人らが指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は相手方の負担とする。
- (3) 申立人らは、その余の請求を放棄する。
- (4) 申立人らと相手方は、本件に関し、申立人らと相手方との間には、本調停条項に定めるほか、何らの債権債務が存在しないことを相互に確認する。

(5) 調停費用は、各自の負担とする。

荒尾市旧万田坑施設保存整備活用検討委員会
条例の制定について

荒尾市旧万田坑施設保存整備活用検討委員会条例を次のように
制定するものとする。

平成28年11月30日提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市旧万田坑施設保存整備活用検討委員会
条例

別紙添付

提案理由

旧万田坑施設の適切な保存整備及び活用を行っていくために必
要な事項について検討したいからである。

荒尾市旧万田坑施設保存整備活用検討委員会 条例

(設置)

第1条 国指定重要文化財三井石炭鉱業株式会社三池炭鉱旧万田坑施設（以下「旧万田坑施設」という。）の適切な保存整備及び活用を行っていくために必要な事項を検討するため、荒尾市旧万田坑施設保存整備活用検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、旧万田坑施設の適切な保存整備及び活用を行っていくために必要な保存修理の手法、活用方法等について検討を行い、答申する。

(組織)

第3条 委員会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者の中から市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 文化財に関し専門的な資格を有する者
- (3) 市職員
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補充の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。ただし、委員長が選任される前においては、市長が招集する。

- 2 委員長は、会議の議長となる。
- 3 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 4 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、委員会において必要があると認めるとときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

（庶務）

第7条 委員会の庶務は、建設経済部産業振興課において処理する。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第100号

荒尾市職員退職手当支給条例の一部改正
について

荒尾市職員退職手当支給条例の一部を次のように改正するものとする。

平成28年11月30日提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市職員退職手当支給条例の一部を改
正する条例

別紙添付

提案理由

雇用保険法の改正に伴い、所要の改正を行うものである。

荒尾市職員退職手当支給条例の一部を改 正する条例

荒尾市職員退職手当支給条例（昭和25年条例第10号）の一部を次のように改正する。

第9条第5項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同項第2号中「第37条の4第3項前段」を「第37条の4第3項」に改め、同条第6項中「、その者が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を同法第5条第1項に規定する適用事業と」を削り、「高年齢継続被保険者」を「高年齢被保険者」に改め、同条第11項中「該当する者」を「該当するもの」に、「又は広域求職活動費」を「又は求職活動支援費」に改め、同項第6号を次のように改める。

(6) 求職活動に伴い雇用保険法第59条第1項各号のいずれかに該当する行為をする者 同条第2項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額

第9条第15項中「規定は、」の次に「第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第5項又は第6項の規定により退職手当の支給を受けた者であって、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して1年を経過していないものを含む。）及び」を加え、「これらの規定による」を「第7項又は第8項の規定により」に、「経過していない者」を「経過していないもの」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 退職職員（退職した荒尾市職員退職手当支給条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であって、退職職員が退職の際勤

務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法（昭和49年法律第116号）第5条第1項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）第2条の規定による改正前の雇用保険法第6条第1号に掲げる者に該当するものにつき、この条例による改正後の荒尾市職員退職手当支給条例（以下「新条例」という。）第9条第5項又は第6項の勤続期間を計算する場合における荒尾市職員退職手当支給条例第7条の規定の適用については、同条第1項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成28年法律第17号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあっては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間）」と、同条第2項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあっては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあっては、0））とする。

3 新条例第9条第11項（第6号に係る部分に限り、同条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であって求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、この条例による改正前の荒尾市職員退職手当支給条例（以下この項及び附則第5項において「旧条例」という。）第9条第11項第6号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前1年内に旧条例第9条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者であって施行日以後に新条例第9条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを除く。）について適用し、退職職員であって施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

- 4 新条例第9条第15項において準用する同条第11項（第4号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であつて施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いたものに対する荒尾市職員退職手当支給条例第9条第11項第4号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。
- 5 施行日前に旧条例第9条第5項又は第6項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者（施行日以後に新条例第9条第5項から第8項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。）に対する荒尾市職員退職手当支給条例第9条第11項第5号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

荒尾市長期継続契約を締結することができる
契約を定める条例の一部改正について

荒尾市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
の一部を次のように改正するものとする。

平成28年11月30日提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市長期継続契約を締結することができる
契約を定める条例の一部を改正する条例

別紙添付

提案理由

地方公営企業においても、役務の提供を受ける契約を長期継続契
約で締結することができるようにしたいからである。

荒尾市長期継続契約を締結することができる
契約を定める条例の一部を改正する条例

荒尾市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例
(平成17年条例第39号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号を次のように改める。

(2) 役務の提供を受ける契約については、規則又は地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第10条に規定する企業管理規程(以下「規則等」という。)で定めるもの

第3条中「規則」を「規則等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

荒尾市廃棄物の処理及び清掃並びにリサイクルに関する条例の一部改正について

荒尾市廃棄物の処理及び清掃並びにリサイクルに関する条例の一部を次のように改正するものとする。

平成28年11月30日提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市廃棄物の処理及び清掃並びにリサイクルに関する条例の一部を改正する条例
別紙添付

提案理由

現在1種類である事業者用指定ごみ袋に、新たに小のごみ袋を導入することで、事業者のごみ排出の利便性の向上及びごみの減量化の推進を図りたいからである。

荒尾市廃棄物の処理及び清掃並びにリサイクルに関する条例の一部を改正する条例

荒尾市廃棄物の処理及び清掃並びにリサイクルに関する条例（平成6年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表第2ごみ処理手数料の項中

「指定ごみ袋大（45リットル相当）10 1,338円
枚入り1組につき」を
「(1) 指定ごみ袋大（45リットル相当） 1,338円
10枚入り1組につき
(2) 指定ごみ袋小（15リットル相当） 446円
10枚入り1組につき」に
改める。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

荒尾市農業委員会の委員の定数条例及び荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部を次のように改正するものとする。

平成28年11月30日提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市農業委員会の委員の定数条例及び
荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員
報酬、報酬等支給条例の一部を改正する
条例

別紙添付

提案理由

農業委員会等に関する法律の改正に伴い、農業委員及び農地利用最適化推進委員の定数及び報酬を定めるものである。

荒尾市農業委員会の委員の定数条例及び
荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員
報酬、報酬等支給条例の一部を改正する
条例

(荒尾市農業委員会の委員の定数条例の一部改正)

第1条 荒尾市農業委員会の委員の定数条例(平成17年条例第16号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

荒尾市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の
定数を定める条例

第1条中「。以下「法」という。」を削り、「の規定」を「第8条第2項及び第18条第2項の規定」に、「(以下「農業委員会」という。)の委員」を「の委員(以下「農業委員」という。)及び農地利用最適化推進委員(以下「推進委員」という。)」に改める。

第2条及び第3条を次のように改める。

(農業委員の定数)

第2条 農業委員の定数は、14人とする。

(推進委員の定数)

第3条 推進委員の定数は、6人とする。

(荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例の一部改正)

第2条 荒尾市議会議員、委員、立会人等の議員報酬、報酬等支給条例(昭和24年条例第19号)の一部を次のように改正する。

第1条中「選挙管理委員会委員、教育委員会委員、監査委員、公平委員会委員、農業委員会委員、国民健康保険運営協議会委員、法令又は条例に基づく委員会の委員」を「委員会の委員、非常勤の監査委員(以下「監査委員」という。)、その他の委員」に改める。

第3条第1項中「農業委員会委員」の次に「、農地利用最適化推進委員」を加える。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第2条関係）

報酬

区分	監査委員	教育委員会		選挙管理委員会	公平委員会	農業委員会		国民健康保険運営協議会	その他委員等	選挙従事者
報酬の額の基礎	月	月	日	月	月	月	年	年	日	日
報酬の額 うちから選任される者	議員の うら に め た る 者	委員 職務代理者	教育長	委員長	委員長	会長	活動及び成果に応じて予算の範囲内で市長が定める額	会長	4,900円	選挙長 10,600円
37,300 円	77,600 円	5,800 円	32,200 円	26,300 円	41,100 円		53,000円			投票所の12,600円 投票管理者 期日前投票所の投票管理者
識見を有する者 うちから選任される者			委員	委員	会長職務代理者		委員			開票管理10,600円者 選挙立会人 投票所の投票立会人 期日前投票所の投票立会人
109,000 円			22,800 円	19,900 円	37,300 円	委員	41,900円			開票立会人 8,800円 投票所の10,700円 投票立会人 期日前投票所の投票立会人
					34,500 円	農地利用最適化推進委員				開票立会人 8,800円 投票箱送 1,500円
					25,000 円					

								致立会人 指定病院10,700円 等の不在 者投票に おける外 部立会人
--	--	--	--	--	--	--	--	---

備考

- 1 教育委員会委員のうち教育長職務代理者の報酬の額は、委員としての月額支給の報酬の額に、日額支給の報酬の額を合算して得た額とする。
- 2 農業委員会の会長、会長職務代理人、委員及び農地利用最適化推進委員の報酬の額は、それぞれ月額支給の報酬の額に、年額支給の報酬の額を合算して得た額とする。
- 3 選挙従事者のうち開票に従事するものが開票日からその翌日まで連続する場合の勤務日数は、1日とする。
- 4 選挙従事者のうち、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第48条の2第3項の規定において準用する同法第40条第1項ただし書の規定により、期日前投票所を開く時刻を繰り下げ、又は期日前投票所を閉じる時刻を繰り上げる場合の当該期日前投票所の投票管理者及び投票立会人の報酬の額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める額とする。
 - (1) 投票管理者 日額11,100円以内で、従事する時間に応じ、選挙管理委員会が市長と協議して定める額
 - (2) 投票立会人 日額9,500円以内で、立会時間に応じ、選挙管理委員会が市長と協議して定める額
- 5 指定病院等の不在者投票における外部立会人の報酬の額は、日額10,700円以内で、立会時間に応じ、選挙管理委員会が市長と協議して定める額とする。

附 則

この条例は、平成29年7月20日から施行する。

荒尾市民病院使用料及び手数料条例の一部
改正について

荒尾市民病院使用料及び手数料条例の一部を次のように改正するものとする。

平成28年11月30日提出

荒尾市長 山下慶一郎

荒尾市民病院使用料及び手数料条例の一部
を改正する条例

別紙添付

提案理由

平成28年度診療報酬改定に伴い、所要の改正を行うものである。

荒尾市民病院使用料及び手数料条例の一部
を改正する条例

荒尾市民病院使用料及び手数料条例（昭和24年条例第11号）
の一部を次のように改正する。

第4条第1項第3号ウを次のように改める。

ウ 医療行為ではあるが治療中の疾病又は負傷に対するもの
ではないものに係る費用のうち感染症の予防に適応を持つ
医薬品の投与に係るもの

- | | | |
|--------------------|--------|--------|
| (ア) イナビル吸入粉末剤 20mg | 1処方につき | 5,230円 |
| (イ) リレンザ | 1処方につき | 3,910円 |
| (ウ) タミフルカプセル 75 | 1処方につき | 3,660円 |
| (エ) タミフルドライシロップ 3% | 1処方につき | 3,660円 |

附 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。

平成28年度荒尾市一般会計補正予算（第6号）

平成28年度荒尾市一般会計補正予算（第6号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 181,888 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 20,840,026 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加及び変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表 地方債補正」による。

平成28年11月30日提出

荒尾市長 山下慶一郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
10 地方交付税		5,850,000	73,857	5,923,857
	1 地方交付税	5,850,000	73,857	5,923,857
14 国庫支出金		4,132,184	△4,664	4,127,520
	1 国庫負担金	3,414,747	11,899	3,426,646
	2 国庫補助金	703,714	△16,563	687,151
15 県支出金		1,800,887	7,462	1,808,349
	1 県負担金	1,257,082	5,949	1,263,031
	2 県補助金	437,986	1,513	439,499
20 諸 収 入		217,402	86,221	303,623
	6 雜 入	99,988	86,221	186,209
21 市 債		1,142,200	19,012	1,161,212
	1 市 債	1,142,200	19,012	1,161,212
歳 入 合 計		20,658,138	181,888	20,840,026

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 議 会 費		207, 697	223	207, 920
	1 議 会 費	207, 697	223	207, 920
2 総 務 費		1, 782, 149	1, 973	1, 784, 122
	1 総務管理費	1, 287, 529	1, 000	1, 288, 529
	2 徴 税 費	252, 806	973	253, 779
3 民 生 費		10, 073, 696	111, 864	10, 185, 560
	1 社会福祉費	4, 894, 244	83, 157	4, 977, 401
	2 児童福祉費	3, 553, 297	4, 279	3, 557, 576
	3 生活保護費	1, 626, 151	24, 428	1, 650, 579
4 衛 生 費		2, 474, 862	17, 093	2, 491, 955
	1 保健衛生費	470, 032	17, 093	487, 125
6 農林水産業費		397, 044	91, 589	488, 633
	1 農 業 費	378, 584	7, 789	386, 373
	2 林 業 費	3, 508	83, 800	87, 308
8 土 木 費		1, 969, 094	△41, 773	1, 927, 321
	2 道路橋梁費	768, 380	34, 727	803, 107
	4 港 湾 費	201, 640	△76, 500	125, 140
11 災害復旧費		107, 392	919	108, 311
	1 農林水産施設災害復旧費	1, 000	919	1, 919
歳 出 合 計		20, 658, 138	181, 888	20, 840, 026

第 2 表 繼 越 明 許 費

(単位:千円)

款	項	事 業 名	金 額
8 土木費	4 港湾費	社会資本整備総合交付金事業費（荒尾港海岸堤防）	115,430

第 3 表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限度額(千円)
「広報あらお」印刷製本費	平成29年度	6,983
戸籍副本データ管理システム保守料	平成29年度	108
戸籍住基ネット連携システム保守料	平成29年度	216
貴重品運搬警備業務委託料	平成29年度	1,063
臨時福祉給付金（経済対策分）支給業務委託料	平成29年度	10,346
予防接種費（医薬材料費）	平成29年度	56,998
荒尾市斎場白灯油購入費	平成29年度	292
松ヶ浦環境センターA重油購入費	平成29年度	778

事 項	期 間	限度額（千円）
地域おこし協力隊公用車リース料（農林水産課）	平成29年度 ～ 平成30年度	1,094
平成28年度荒尾梨ヤケ梨災害対策資金利子補給	平成29年度 ～ 平成31年度	1,666
競馬場跡地民地借上料	平成29年度	18,130

2 変更

事 項	補 正 前		補 正 後	
	期 間	限度額(千円)	期 間	限度額(千円)
戸籍電算システム保守料（平成28年度）	平成29年度～平成33年度	11,484	平成29年度	1,620
戸籍電算システム機器保守料（平成28年度）	平成29年度～平成33年度	763	平成29年度	746
戸籍電算システムソフト使用料（平成28年度）	平成29年度～平成33年度	12,890	平成29年度	2,182
戸籍電算システム借上料（平成28年度）	平成29年度～平成33年度	19,633	平成29年度	314
がん検診委託料（平成29年度）	平成29年度	25,537	平成29年度	30,261
肝炎ウイルス検査委託料（平成29年度）	平成29年度	1,014	平成29年度	1,322
骨粗鬆症検診委託料（平成29年度）	平成29年度	625	平成29年度	823

第 4 表 地 方 債 補 正

1 追 加

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
社会教育施設整備事業	千円 9,500	証書借入 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し 方式で借り入れるもの について、利率の見直 しを行った後において は、当該見直し後の利 率)	政府資金については、 その融資条件により、銀 行その他の場合にはその 債権者と協定するものに による。 ただし、市財政の都合 により繰上償還をなし、 又は低利債に借換えする ことができる。

2 変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路橋梁 事業	千円 228,300				千円 246,100			
海岸保全 事業	99,000	証書借入 又は 証券発行	年5.0%以 内 (ただし、利 率見直し方 式で借り入れ るものについ て、利率の見 直しを行った 後において は、当該見直 し後の利率)	政府資金につ いては、その融 資条件により、 銀行その他の場 合にはその債権 者と協定するも のによる。 ただし、市財 政の都合によ り繰上償還をな し、又は低利債 に借換えするこ とができる。	63,200			補正前に同じ
臨時財政 対策	600,000				627,512			

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
10 地方交付税	5,850,000	73,857	5,923,857
14 国庫支出金	4,132,184	△4,664	4,127,520
15 県支出金	1,800,887	7,462	1,808,349
20 諸収入	217,402	86,221	303,623
21 市債	1,142,200	19,012	1,161,212
歳入合計	20,658,138	181,888	20,840,026

(歳 出)

款	補正前の額	補 正 額	計
1 議会費	207, 697	223	207, 920
2 総務費	1, 782, 149	1, 973	1, 784, 122
3 民生費	10, 073, 696	111, 864	10, 185, 560
4 衛生費	2, 474, 862	17, 093	2, 491, 955
6 農林水産業費	397, 044	91, 589	488, 633
8 土木費	1, 969, 094	△41, 773	1, 927, 321
10 教育費	916, 170	0	916, 170
11 災害復旧費	107, 392	919	108, 311
歳出合計	20, 658, 138	181, 888	20, 840, 026

(単位：千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳				
特 定 財 源				一 般 財 源
国庫支出金	県支出金	地 方 債	そ の 他	
				223
			1,000	973
16,553	6,017		459	88,835
			761	16,332
	1,173		84,001	6,415
△21,613		△18,000		△2,160
	74	9,500		△9,574
				919
△5,060	7,264	△8,500	86,221	101,963

2 歳 入

(款) 10 地方交付税
 (項) 1 地方交付税

款 项 目		補正前の額	補 正 額	計
10	地方交付税	5,850,000	73,857	5,923,857
	1 地方交付税	5,850,000	73,857	5,923,857
	1 地方交付税	5,850,000	73,857	5,923,857
14	国庫支出金	4,132,184	△4,664	4,127,520
	1 国庫負担金	3,414,747	11,899	3,426,646
	1 民生費国庫負担金	3,354,717	11,899	3,366,616
	2 国庫補助金	703,714	△16,563	687,151
	2 民生費国庫補助金	208,654	5,050	213,704
	7 土木費国庫補助金	437,025	△21,613	415,412
	15 県支出金	1,800,887	7,462	1,808,349
	1 県負担金	1,257,082	5,949	1,263,031
	1 民生費県負担金	1,255,599	5,949	1,261,548
15	2 県補助金	437,986	1,513	439,499
	2 民生費県補助金	210,940	266	211,206
	5 農林水産業費県補助金	192,901	1,173	194,074
	9 教育費県補助金	10,043	74	10,117
	20 諸 収 入	217,402	86,221	303,623
20	6 雜 入	99,988	86,221	186,209
	4 雜 入	99,836	86,221	186,057
21	市 債	1,142,200	19,012	1,161,212
	1 市 債	1,142,200	19,012	1,161,212
	7 土 木 債	386,400	△18,000	368,400

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 地方交付税	73,857	1 普通交付税
3 児童福祉費 国庫負担金	396	1 養育医療費国庫負担金
13 障害者自立 支援給付費 国庫負担金	11,503	1 障害者介護給付費国庫負担金
4 児童福祉費 国庫補助金	266	1 子育て支援交付金
13 簡素な給付 措置事業費 国庫補助金	4,784	1 簡素な給付措置事務費国庫補助金
1 道路橋梁費 国庫補助金	△81,613	1 社会資本整備総合交付金
7 港湾施設整 備事業費国 庫補助金	60,000	1 社会資本整備総合交付金
2 児童福祉費 県負担金	198	1 養育医療費県負担金
10 障害者自立 支援給付費 県負担金	5,751	1 障害者介護給付費県負担金
4 児童福祉費 県補助金	266	1 子育て援助活動支援事業県補助金
1 農業費補助 金	1,173	1 くまもと攻めの園芸産地育成対策事業費県補助金
1 教育総務費 補助金	74	1 スポーツ環境整備事業県補助金
3 実費徴収金	761	1 檢診費実費徴収金
8 雜 入	85,460	1 雜入（福祉課） 2 雜入（農林水産課） 3 雜入（くらしいきいき課） 459 84,001 1,000
1 道路橋梁事 業債	17,800	1 道路橋梁事業債
7 海岸保全事 業債	△35,800	1 海岸保全事業債

(款) 21 市 債
 (項) 1 市 債

款　項　目		補正前の額	補　正　額	計
	9 教育債	0	9,500	9,500
	13 臨時財政対策債	600,000	27,512	627,512

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
4 社会教育施設整備事業債	9,500	1 社会教育施設整備事業債
1 臨時財政対策債	27,512	1 臨時財政対策債

3 歳 出

(款) 1 議会費
 (項) 1 議会費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
1	議会費	207,697	223	207,920		223
	1 議会費	207,697	223	207,920		223
	1 議会費	207,697	223	207,920		223

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
1 報 酬	223	1 議会事務局人件費（臨時及び非常勤職員雇用） 非常勤職員報酬 223 (223)

(款) 2 総務費
 (項) 1 総務管理費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	総務費	1,782,149	1,973	1,784,122	1,000	973
	1 総務管理費	1,287,529	1,000	1,288,529	1,000	
	7 企画費	152,021	1,000	153,021	その他 1,000	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
13 委 託 料	1,000	1 市民応援事業費 その他委託料 緑化講習会業務委託料 1,000 (1,000) (1,000)

(款) 2 総務費
 (項) 2 徴税費

款項目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2 徵税費	1 稅務総務費	252,806	973	253,779		973
	2 賦課徵収費	190,620	433	191,053		433
		62,186	540	62,726		540

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
4 共 濟 費	58	1 マイナンバー業務臨時職員雇用事業費（税務課） 健康労働保険料
7 賃 金	375	賃金 (58) (375)
13 委 託 料	540	1 税課事務費 その他委託料 住民税申告支援システムマイナンバー対応処理委託料 (540) (540)

(款) 3 民生費
 (項) 1 社会福祉費

款項目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	民生費	10,073,696	111,864	10,185,560	23,029	88,835
	1 社会福祉費	4,894,244	83,157	4,977,401	22,497	60,660
	1 社会福祉総務費	1,900,000	13,435	1,913,435	国庫補助金 4,784	8,651
	13 障害者自立支援給付費	1,349,961	69,722	1,419,683	国庫補助金 11,503 県支出金 5,751 その他 459	52,009

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
3 職員手当等	31	1 住居確保給付金事業費 5,292 返還金 (5,292)
9 旅 費	10	2 簡素な給付措置事業費 (経済対策分) 4,753 普通旅費 (10)
11 需 用 費	826	消耗品費 (421)
12 役 務 費	1,012	印刷製本費 (405) 郵便料 (1,012)
13 委 託 料	2,905	その他委託料 (2,905) システム改修委託料 (250)
23 償還金、利子及び割引料	8,651	臨時福祉給付金支給業務委託料 (2,655) 3 生活困窮者自立相談支援等事業費 3,359 返還金 (3,359) 4 簡素な給付措置事業費 (経済対策分) (時間外手当) 31 時間外手当 (31)
20 扶 助 費	23,006	1 障害者福祉総務費 641 返還金 (641)
23 償還金、利子及び割引料	46,716	2 介護・訓練等・障害児通所給付費支給事業費 60,524 扶助費 (23,006) 返還金 (37,518) 3 自立支援医療費支給事業費 1,311 返還金 (1,311) 4 障害者補装具給付費 5,447 返還金 (5,447) 5 療養介護医療費支給事業費 1,799 返還金 (1,799)

(款) 3 民生費
 (項) 2 児童福祉費

款項目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	児童福祉費	3,553,297	4,279	3,557,576	532	3,747
	1 児童福祉総務費	717,854	4,279	722,133	国庫補助金 266 県支出金 266	3,747
5	清里保育園費	88,316	0	88,316		

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
13 委託料	800	1 ファミリー・サポート・センター事業費 事業運営委託料	800 (800)
23 償還金、利子及び割引料	3,479	2 特別保育事業費 返還金 3 児童扶養手当支給事業費 返還金	1,884 (1,884) 1,595 (1,595)
1 報酬	912	1 清里保育園管理費 非常勤職員報酬	0 (912)
7 賃金	△912	賃金	(△912)

(款) 3 民 生 費
 (項) 3 生活保護費

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
3	生活保護費	1,626,151	24,428	1,650,579		24,428
	1 生活保護総務費	82,815	236	83,051		236
	2 扶 助 費	1,543,336	24,192	1,567,528		24,192

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
23 償還金、利子及び割引料	236	1 生活保護受給者就労支援事業費 返還金 236 (236)
23 償還金、利子及び割引料	24,192	1 生活保護費 返還金 24,192 (24,192)

(款) 4 衛生費
 (項) 1 保健衛生費

款項目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
4	衛生費	2,474,862	17,093	2,491,955	761	16,332
	1 保健衛生費	470,032	17,093	487,125	761	16,332
	3 予防費	234,629	1,515	236,144		1,515
	5 公害対策費	23,726	13,318	37,044		13,318
	10 保健事業費	45,121	2,260	47,381	その他 761	1,499

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
19 負担金、補助及び交付金	1,515	1 任意予防接種助成事業費 補助金 ロタウイルス予防接種助成費
		1,515 (1,515) (1,515)
13 委託料	71	1 ラムサール湿地荒尾干潟啓発事業費 その他委託料
15 工事請負費	13,247	2 仮設トイレ移設委託料 2 荒尾干潟水鳥・湿地センター(仮称)関連事業費 工事請負費
		71 (71) (71) 13,247 (13,247)
13 委託料	2,260	1 健康増進事業費 その他委託料 子宮頸がん検診委託料 乳がん検診委託料
		2,260 (2,260) (664) (1,596)

(款) 6 農林水産業費
 (項) 1 農業費

款項目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
6 農林水産業費		397,044	91,589	488,633	85,174	6,415
1 農業費		378,584	7,789	386,373	1,374	6,415
	2 農業総務費	52,611	433	53,044		433
	3 農業振興費	100,004	1,641	101,645	県支出金 1,173 その他 201	267
	7 耕地費	161,107	5,715	166,822		5,715

(一般会計)

(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
4 共 濟 費	57	1 農業総務費 433 健康労働保険料 (57) 賃金 (376)
7 賃 金	376	
11 需 用 費	△156	1 荒尾梨ヤケ梨対策事業費 267 補助金 (267)
12 役 務 費	13	平成28年度荒尾梨ヤケ梨災害対策資金利子補給 (267)
14 使用料及び 賃借料	143	2 経営構造対策事業費（経営体育成交付金） 201 返還金 (201)
19 負担金、補 助及び交付 金	1,440	3 くまもと攻めの園芸産地育成対策事業費 1,173 補助金 (1,173) くまもと攻めの園芸生産対策事業補助金 (1,173)
23 償還金、利 子及び割引 料	201	4 地域おこし協力隊事業費（農林水産課） 0 消耗品費 (△181) 燃料費 (25) 保険料 (13) 借上料 (143)
19 負担金、補 助及び交付 金	5,715	1 耕地費 5,715 補助金 (5,715) 生産施設助成金（道路） (2,247) 生産施設助成金（水路） (3,468)

(款) 6 農林水産業費
 (項) 2 林業費

款項目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	林業費	3,508	83,800	87,308	83,800	
	2 林業振興費	3,508	83,800	87,308	その他 83,800	

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
23 償還金、利子及び割引料	83,800	1 林業木材産業生産性強化対策事業費 返還金 83,800 (83,800)

(款) 8 土木費
 (項) 1 土木管理費

款項目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
8	土木費	1,969,094	△41,773	1,927,321	△39,613	△2,160
	1 土木管理費	87,673	0	87,673	△4,970	4,970
	1 土木総務費	87,673	0	87,673	地方債 △4,970	4,970

(一般会計)

(単位：千円)

(款) 8 土木費
 (項) 2 道路橋梁費

款項目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
2	道路橋梁費	768,380	34,727	803,107	34,407	320
	3 道路新設改良費	614,469	34,727	649,196	国庫補助金 18,387 地方債 16,020	320

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
15 工事請負費	33,431	1 社会資本整備総合交付金事業費（大谷長洲港線） 工事請負費 33,431 (33,431)
19 負担金、補助及び交付金	1,296	2 道路改良単独事業費 各種負担金 1,296 (1,296) 踏切改良負担金 (1,296)

(款) 8 土木費
 (項) 4 港湾費

款項目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
4	港湾費	201,640	△76,500	125,140	△69,050	△7,450
	2 港湾建設費	200,000	△76,500	123,500	国庫補助金 △40,000 地方債 △29,050	△7,450

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
9 旅 費	50	1 社会資本整備総合交付金事業費（荒尾港海岸堤防） 普通旅費 (50)
11 需 用 費	2,808	消耗品費 (2,262)
12 役 務 費	162	燃料費 (546)
14 使用料及び 賃借料	480	手数料 (162) 使用料 (108) 借上料 (372) 工事請負費 (△80,000)
15 工事請負費	△80,000	

(款) 10 教育費
 (項) 1 教育総務費

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
10 教育費	916,170	0	916,170	9,574	△9,574
1 教育総務費	213,613	0	213,613	74	△74
2 事務局費	208,944	0	208,944	県支出金 74	△74

(一般会計)

(単位：千円)

(款) 10 教育費
 (項) 4 社会教育費

款項目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
4	社会教育費	187,021	0	187,021	9,500	△9,500
	1 社会教育総務費	88,619	0	88,619	地方債 9,500	△9,500

(一般会計)

(単位：千円)

(款) 11 災害復旧費
 (項) 1 農林水産施設災害復旧費

款項目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
11 災害復旧費	107,392	919	108,311		919
	1 農林水産施設災害復旧費	1,000	919	1,919	919
	1 農業災害復旧費	1,000	919	1,919	919

(一般会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
11 需 用 費	919	1 現年農林水産災害復旧事業費 修繕費 919 (919)

給 与 費 明 細 書

1 特 別 職

(単位 : 千円)

区 分		職員数 (人)	給 与 費					共済費	合 計	備 考
			報 酉	給 料	期末手当	その他の 手当	計			
補正前 の額	長 等	2		14,700	3,721		18,421	3,175	21,596	
	議 員	18	83,988		26,159		110,147	33,887	144,034	
	その他	1,648	244,677	7,052	1,493		253,222	12,033	265,255	
	計	1,668	328,665	21,752	31,373		381,790	49,095	430,885	
補正額	長 等									
	議 員									
	その他	1	1,135				1,135		1,135	
	計	1	1,135				1,135		1,135	
計	長 等	2		14,700	3,721		18,421	3,175	21,596	
	議 員	18	83,988		26,159		110,147	33,887	144,034	
	その他	1,649	245,812	7,052	1,493		254,357	12,033	266,390	
	計	1,669	329,800	21,752	31,373		382,925	49,095	432,020	

2 一般職

(1) 総括

(単位：千円)

区分	職員数 (人)	給与費				共済費	合計	備考
		報酬	給料	職員手当	計			
補正前の額	326 (7)		1,142,408	722,867	1,865,275	356,243	2,221,518	
補正額	()			31	31		31	
計	326 (7)		1,142,408	722,898	1,865,306	356,243	2,221,549	

() 内は、再任用短時間勤務職員で外数

職員手当 の内訳	区分	扶養手当	地域手当	住居手当	通勤手当	特殊勤務手当	時間外勤務手当
	補正前の額	32,467		22,455	15,213	1,962	48,673
	補正額						31
	計	32,467		22,455	15,213	1,962	48,704
	区分	宿日直手当	管理職手当	期末勤勉手当	児童手当	退職手当	計
	補正前の額	1	16,908	433,845	22,585	128,758	722,867
	補正額						31
	計	1	16,908	433,845	22,585	128,758	722,898

地方債の前前年度末及び前年度末における現在高並びに
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

区分	前前年度末 現在高	前年度末 現在高	当該年度中		
			当該年度中起債見込額		
			補正前の額	補正額	補正後の額
1. 普通債	7,475,400	7,425,360	(202,100)		(202,100)
(1) 土木	2,133,791	1,949,978	(23,500)	△ 8,500	(23,500)
(2) 教育	1,587,204	1,526,002	(112,200)	9,500	(112,200)
(3) 公営住宅	1,183,677	1,247,258	(57,100)		(57,100)
(4) 社会及び労働			46,000		46,000
(5) 保健衛生	681,688	669,298			
(6) その他	1,889,040	2,032,824	(9,300)		(9,300)
2. 災害復旧費	7,487	4,338	34,400		34,400
(1) 土木	6,325	3,654	34,400		34,400
(2) 農林水産	613	407			
(3) その他	549	277			
3. 枠外債	4,512	1,650			
4. 減税補填債	272,972	232,525			
5. 臨時税収補填債	62,253	41,931			
6. 臨時財政対策債	7,826,952	8,205,267	600,000	27,512	627,512
7. 減収補填債					
8. 交通事業債	10,627	6,455			
合 計	15,660,203	15,917,526	(202,100)	19,012	(202,100)
			1,142,200		1,161,212

(注) () 書は繰越明許費で外数

(単位:千円)

増 減 見 込 み			当該年度末現在高見込額		
当該年度中元金債還見込額			補正前の額	補正額	補正後の額
補正前の額	補正額	補正後の額			
953,392		953,392	(202,100)	△ 8,500	(202,100)
261,062		261,062	(23,500)	△ 18,000	(23,500)
132,408		132,408	(112,200)	9,500	(112,200)
109,730		109,730	(57,100)		(57,100)
24,930		24,930	644,368		644,368
425,262		425,262	(9,300)		(9,300)
2,858		2,858	35,880		35,880
2,426		2,426	35,628		35,628
155		155	252		252
277		277			
1,650		1,650			
41,016		41,016	191,509		191,509
20,748		20,748	21,183		21,183
459,653		459,653	8,345,614	27,512	8,373,126
4,277		4,277	2,178		2,178
1,483,594		1,483,594	(202,100)	19,012	(202,100)
					15,595,144

平成28年度荒尾市国民健康保険特別会計
補正予算（第5号）

平成28年度荒尾市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）は、
次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,674千円
を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 9,439,
868千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並
びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補
正」による。

平成28年11月30日提出

荒尾市長 山下慶一郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

(単位 : 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
5 前期高齢者交付金		2, 585, 435	2, 495	2, 587, 930
	1 前期高齢者交付金	2, 585, 435	2, 495	2, 587, 930
11 諸 収 入		86, 798	△5, 169	81, 629
	4 雜 入	85, 698	△5, 169	80, 529
歳 入 合 計		9, 442, 542	△2, 674	9, 439, 868

2 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
3 後期高齢者支援金等		776,431	△2,267	774,164
	1 後期高齢者支援金等	776,431	△2,267	774,164
4 前期高齢者納付金等		396	168	564
	1 前期高齢者納付金等	396	168	564
6 介護納付金		281,209	△575	280,634
	1 介護納付金	281,209	△575	280,634
歳 出 合 計		9,442,542	△2,674	9,439,868

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

(歳入)

(単位:千円)

款	補正前の額	補正額	計
5 前期高齢者交付金	2,585,435	2,495	2,587,930
11 諸収入	86,798	△5,169	81,629
歳入合計	9,442,542	△2,674	9,439,868

(歳出)

款	補正前の額	補 正 額	計
3 後期高齢者支援金等	776,431	△2,267	774,164
4 前期高齢者納付金等	396	168	564
6 介護納付金	281,209	△575	280,634

歳出合計

9,442,542

△2,674

9,439,868

(単位：千円)

2 歳 入

(款) 5 前期高齢者交付金
 (項) 1 前期高齢者交付金

款 项 目		補正前の額	補 正 額	計
5	前期高齢者交付金	2,585,435	2,495	2,587,930
	1 前期高齢者交付金	2,585,435	2,495	2,587,930
	1 前期高齢者交付金	2,585,435	2,495	2,587,930
11	諸 収 入	86,798	△5,169	81,629
	4 雜 入	85,698	△5,169	80,529
	5 雜 入	77,598	△5,169	72,429

(国民健康保険特別会計)

(単位 : 千円)

節		説明
区分	金額	
1 現年度分	2,495	1 前期高齢者交付金
1 雜入	△5,169	1 雜入

3 歳 出

(款) 3 後期高齢者支援金等
 (項) 1 後期高齢者支援金等

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
3 後期高齢者支援金等	776,431	△2,267	774,164		△2,267
1 後期高齢者支援金等	776,431	△2,267	774,164		△2,267
1 後期高齢者支援金	776,375	△2,267	774,108		△2,267

(国民健康保険特別会計)

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
19 負担金、補助及び交付金	△2,267	1 後期高齢者支援金 各種負担金 後期高齢者支援金 △2,267 (△2,267) (△2,267)

(款) 4 前期高齢者納付金等
 (項) 1 前期高齢者納付金等

款項目		補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳	
					特定財源	一般財源
4	前期高齢者 納付金等	396	168	564		168
1	前期高齢者 納付金等	396	168	564		168
	1 前期高齢者 納付金	342	168	510		168

(国民健康保険特別会計)

(単位：千円)

節		説 明
区 分	金 額	
19 負担金、補助及び交付金	168	1 前期高齢者納付金 各種負担金 前期高齢者納付金
		168 (168) (168)

(款) 6 介護納付金
 (項) 1 介護納付金

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳	
				特定財源	一般財源
6 介護納付金	281,209	△575	280,634		△575
	281,209	△575	280,634		△575
	281,209	△575	280,634		△575

(国民健康保険特別会計)

(単位 : 千円)

節		説 明
区 分	金 額	
19 負担金、補助及び交付金	△575	1 介護納付金 各種負担金 介護納付金 △575 (△575) (△575)

平成28年度荒尾市南新地土地区画整理

事業特別会計補正予算（第4号）

平成28年度荒尾市南新地土地区画整理事業特別会計補正予算
(第4号)は、次に定めるところによる。

（繰越明許費）

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

平成28年11月30日提出

荒尾市長 山下慶一郎

第 1 表 繼 越 明 許 費

(単位 : 千円)

款	項	事 業 名	金 額
2 事業費	1 南新地事業費	社会資本整備総合交付金事業費（土地区画整理）	81,600

平成28年度荒尾市水道事業会計補正予算
(第1号)

(総則)

第1条 平成28年度荒尾市水道事業会計補正予算(第1号)は、
次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成28年度荒尾市水道事業会計予算(以下「予算」とい
う。)第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	支 出		
第1款 水道事業費用	1,029,104千円	10,152千円	1,039,256千円
第1項 営業費用	935,307千円	10,152千円	945,459千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「315,175千円」を「331,
113千円」に、「23,638千円」を「22,886千円」に、
「110,820千円」を「127,510千円」に改め、資本的
収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	441,832千円	97,699千円	539,531千円
第1項 企業債	227,000千円	65,100千円	292,100千円
第4項 補助金	190,281千円	32,599千円	222,880千円
	支 出		
第1款 資本的支出	757,007千円	113,637千円	870,644千円
第1項 建設改良費	534,699千円	113,637千円	648,336千円

(企業債)

第4条 予算第5条中「227,000千円」を「292,100千円」に改める。

平成28年11月30日提出

荒尾市長 山下慶一郎

平成28年度 荒尾市水道事業会計補正予算（第1号）実施計画

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 水道事業費用			1,029,104	10,152	1,039,256	
	1 営業費用		935,307	10,152	945,459	
		1 原水及び浄水費	299,859	6,912	306,771	
		2 配水及び給水費	90,184	3,240	93,424	

資本的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的収入			441,832	97,699	539,531	
	1 企業債		227,000	65,100	292,100	
		1 建設改良企業債	227,000	65,100	292,100	
	4 補助金		190,281	32,599	222,880	
		1 補助金	190,281	32,599	222,880	

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 資本的支出			757,007	113,637	870,644	
	1 建設改良費		534,699	113,637	648,336	
		1 配水設備拡張費	240,053	101,757	341,810	
		2 配水設備改良費	285,876	11,880	297,756	

平成28年度 荒尾市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位:千円)

項目	金額
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	26,080
減価償却費	372,439
固定資産除却費	3,000
減損損失	0
貸倒引当金の増減額（△は減少）	0
引当金の増減額	△ 3,716
長期前受金戻入額	△ 194,722
受取利息及び受取配当金	△ 120
支払利息	81,795
固定資産売却損益	0
未収金の増減額（△は増加）	△ 8,061
受取手形の増減額（△は増加）	0
たな卸資産の増減額（△は増加）	3,047
その他流動資産の増減額（△は増加）	0
特定収入仮払消費税の調整額	△ 18,290
未払金の増減額（△は減少）	342
前受金の増減額（△は減少）	0
その他流動負債の増減額（△は増加）	0
小計	261,794
利息及び配当金の受取額	120
利息の支払額	△ 81,795
業務活動によるキャッシュ・フロー	180,119
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 603,301
有形固定資産の売却による収入	1
無形固定資産の取得による支出	0
無形固定資産の売却による収入	0
固定資産の除却による支出	0
有価証券の取得による支出	0
有価証券の売却による収入	0
貸付けによる支出	0
貸付金の回収による収入	0
国庫補助金等による収入	96,099
一般会計からの繰入金による収入	126,781
負担金による収入	24,513
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 355,907
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	0
一時借入金の償還による支出	0
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	292,100
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 219,308
その他の企業債による収入	0
その他の企業債の償還による支出	0
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金による収入	0
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金の償還による支出	0
その他の他会計借入金による収入	0
その他の他会計借入金の償還による支出	0
他会計からの出資による収入	0
リース債務の返済による支出	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	72,792
資金の増加額（又は減少額）	△ 102,996
資金期首残高	521,921
資金期末残高	418,925

平成28年度 荒尾市水道事業予定損益計算書
(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

1 営業収益			
(1) 納水収益	740,984		
(2) 受託工事収益	2		
(3) その他営業収益	<u>2,551</u>	743,537	
2 営業費用			
(1) 原水及び浄水費	284,443		
(2) 配水及び給水費	88,390		
(3) 受託工事費	0		
(4) 総係費	161,405		
(5) 減価償却費	372,439		
(6) 資産減耗費	3,001		
(7) その他営業費用	<u>12</u>	<u>909,690</u>	
営業損失			166,153
3 営業外収益			
(1) 受取利息	120		
(2) 他会計補助金	54,106		
(3) 長期前受金戻入	194,722		
(4) 雑収益	<u>25,131</u>	274,079	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	81,795		
(2) 雑支出	<u>51</u>	<u>81,846</u>	<u>192,233</u>
経常利益			26,080
5 特別利益			
(1) 固定資産売却益	1		
(2) 過年度損益修正益	<u>1</u>	2	
6 特別損失			
(1) 固定資産売却損	1		
(2) 過年度損益修正損	1		
(3) 退職給付引当金繰入額	0		
(4) 賞与引当金繰入額	<u>0</u>	<u>2</u>	<u>0</u>
当年度純利益			26,080
前年度繰越利益剰余金			110,924
その他未処分利益剰余金変動額			0
当年度未処分利益剰余金			<u>137,004</u>

平成28年度 荒尾市水道事業予定貸借対照表
(平成29年3月31日)

(単位:千円)

資産の部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		236,326
ロ 建物	373,421	
減価償却累計額	△ 104,287	269,134
ハ 構築物	11,326,577	
減価償却累計額	△ 4,492,840	6,833,737
ニ 機械及び装置	1,617,161	
減価償却累計額	△ 928,628	688,533
ホ 車両及び運搬具	0	
減価償却累計額	0	0
ヘ 工具器具及び備品	43,252	
減価償却累計額	△ 30,306	12,946
ト 建設仮勘定		631,435
有形固定資産合計		8,672,111

(2) 無形固定資産

イ 電話加入権		81
ロ ダム使用権		1,844,479
無形固定資産合計		1,844,560
固定資産合計		10,516,671

2 流動資産

(1) 現金預金

418,925

(2) 未収金

31,511

未収金貸倒引当金

△ 921 30,590

(3) 貯蔵品

4,264

(4) その他流動資産

0

流動資産合計

453,779

資産合計

10,970,450

負 債 の 部

3 固定負債			
(1) 企業債		4,048,564	
(2) 引当金			
イ 退職給付引当金	31,401		
ロ 修繕引当金	<u>25,146</u>	<u>56,547</u>	
固定負債合計			4,105,111
4 流動負債			
(1) 一時借入金		0	
(2) 企業債		229,814	
(3) 未払金		16,320	
(4) 引当金			
イ 賞与引当金	3,602		
ロ 法定福利引当金	<u>632</u>	<u>4,234</u>	
(5) その他流動負債		<u>2,568</u>	
流動負債合計			252,936
5 繰延収益			
(1) 長期前受金		5,138,544	
(2) 長期前受金収益化累計額		<u>△ 2,074,245</u>	
繰延収益合計			3,064,299
負債合計			<u>7,422,346</u>

資 本 の 部

6 資本金			
(1) 自己資本金		<u>2,867,588</u>	
資本金合計			2,867,588
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 国県補助金	18,117		
ロ 工事負担金	324		
ハ 受贈財産評価額	25,622		
ニ 他会計負担金	26,727		
亦 他会計補助金	0		
資本剰余金合計			70,790
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	229,557		
ロ 建設改良積立金	243,165		
ハ 当年度未処分利益剰余金	<u>137,004</u>		
利益剰余金合計		<u>609,726</u>	
剰余金合計			680,516
資本合計			<u>3,548,104</u>
負債資本合計			<u>10,970,450</u>

平成28年度荒尾市下水道事業会計補正
予算（第4号）

（総則）

第1条 平成28年度荒尾市下水道事業会計補正予算（第4号）
は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成28年度荒尾市下水道事業会計予算第3条に定めた
収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支 出		
第1款 下水道事業費用	1,243,254千円	1,760千円	1,245,014千円
第1項 営業費用	1,087,836千円	1,760千円	1,089,596千円

平成28年11月30日提出

荒尾市長 山下慶一 聲

平成28年度 荒尾市下水道事業会計補正予算（第4号）実施計画

収益的収入及び支出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1 下水道事業費用			1,243,254	1,760	1,245,014	
	1 営業費用		1,087,836	1,760	1,089,596	
		7 総係費	68,188	1,760	69,948	

平成28年度 荒尾市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位:千円)

項目	金額
1 業務活動によるキャッシュ・フロー	
当年度純利益	91,675
減価償却費	612,777
固定資産除却損	0
減損損失	0
貸倒引当金の増減額(△は減少)	389
引当金の増減額	947
長期前受金戻入額	△ 269,019
受取利息及び受取配当金	△ 1
支払利息	154,418
固定資産売却損益	0
未収金の増減額(△は増加)	△ 5,047
受取手形の増減額(△は増加)	0
前払費用の増減額(△は増加)	0
その他流動資産の増減額(△は増加)	0
特定収入仮払消費税の調整額	△ 25,659
未払金の増減額(△は減少)	5,322
前受金の増減額(△は減少)	0
その他流動負債の増減額(△は増加)	0
小計	565,802
利息及び配当金の受取額	1
利息の支払額	△ 154,418
業務活動によるキャッシュ・フロー	411,385
2 投資活動によるキャッシュ・フロー	
有形固定資産の取得による支出	△ 756,432
有形固定資産の売却による収入	0
無形固定資産の取得による支出	0
無形固定資産の売却による収入	0
有価証券の取得による支出	0
有価証券の売却による収入	0
貸付けによる支出	0
貸付金の回収による収入	0
国庫補助金等による収入	269,600
一般会計又は他の特別会計からの繰入金による収入	59,805
寄附金による収入	0
負担金による収入	0
投資活動によるキャッシュ・フロー	17,001
	△ 410,026
3 財務活動によるキャッシュ・フロー	
一時借入れによる収入	0
一時借入金の償還による支出	0
建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	517,600
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 574,911
その他の企業債による収入	0
その他の企業債の償還による支出	0
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金による収入	0
建設改良費等の財源に充てるための他会計借入金の償還による支出	0
その他の他会計借入金による収入	0
その他の他会計借入金の償還による支出	0
他会計からの出資による収入	0
リース債務の返済による支出	0
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 57,311
資金に係る換算差額	0
資金の増加額(又は減少額)	△ 55,952
資金期首残高	210,220
資金期末残高	154,268

平成28年度 荒尾市下水道事業予定損益計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

1 営業収益			
(1) 下水道使用料	718,667		
(2) 他会計負担金	87,397		
(3) その他営業収益	60	806,124	
2 営業費用			
(1) 管渠費	33,541		
(2) ポンプ場費	13,896		
(3) 処理場費	331,635		
(4) 総係費	67,486		
(5) 減価償却費	612,777		
(6) その他営業費用	0	1,059,335	
営業損失			253,211
3 営業外収益			
(1) 受取利息及び配当金	1		
(2) 他会計補助金	235,167		
(3) 長期前受金戻入	269,019		
(4) 雑収益	3	504,190	
4 営業外費用			
(1) 支払利息	154,418		
(2) 雑支出	4,886	159,304	344,886
経常利益			91,675
当年度純利益			91,675
前年度繰越利益剰余金			0
当年度未処分利益剰余金			91,675

平成28年度 荒尾市下水道事業予定貸借対照表
(平成29年3月31日)

(単位:千円)

資産の部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		438,159
ロ 建物	584,896	
減価償却累計額	△ 77,368	507,528
ハ 構築物	13,383,012	
減価償却累計額	△ 1,306,365	12,076,647
ニ 機械及び装置	1,763,738	
減価償却累計額	△ 439,803	1,323,935
ホ 車両及び運搬具	2,619	
減価償却累計額	0	2,619
ヘ 工具器具及び備品	4,931	
減価償却累計額	0	4,931
ト リース資産	0	
減価償却累計額	0	0
チ 建設仮勘定		792,336
有形固定資産合計		15,146,155

(2) 無形固定資産

イ 電話加入権		1,672
無形固定資産合計		1,672
固定資産合計		15,147,827

2 流動資産

(1) 現金預金		154,268
(2) 未収金	34,882	
未収金貸倒引当金	△ 2,309	32,573
(3) 受取手形	0	
受取手形貸倒引当金	0	
短期貸付金貸倒引当金	0	0
(4) 未収収益	0	
未収収益貸倒引当金	0	0
(5) その他流動資産		0
流動資産合計		186,841
資産合計		<u><u>15,334,668</u></u>

負 債 の 部

3 固定負債			
(1) 企業債		7, 279, 938	
(2) 長期リース債務		0	
(3) 引当金			
イ 退職給付引当金	61, 811		
ロ 特別修繕引当金	0		
ハ その他引当金	0		
ニ 修繕引当金	0	61, 811	
固定負債合計			7, 341, 749
4 流動負債			
(1) 企業債	574, 938		
(2) 他会計借入金	0		
(3) 短期リース債務	0		
(4) 未払金	25, 530		
(5) 前受収益	0		
(6) 引当金			
イ 退職給付引当金	0		
ロ 賞与引当金	4, 298		
ハ 法定福利引当金	687		
ニ 修繕引当金	0		
ホ 特別修繕引当金	0		
ヘ その他引当金	0	4, 985	
(7) その他流動負債		0	
流動負債合計			605, 453
5 繰延収益			
(1) 長期前受金	7, 012, 024		
(2) 長期前受金収益化累計額	△ 803, 204		
繰延収益合計		6, 208, 820	
負債合計			14, 156, 022

資 本 の 部

6 資本金			
(1) 資本金			
イ 固有資本金	694, 256		
資本金合計		694, 256	
資本金合計			694, 256
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	43, 045		
ロ 国県補助金	156, 940		
資本剰余金合計		199, 985	
(2) 利益剰余金			
イ 減債積立金	100, 000		
ロ 建設改良積立金	92, 730		
ハ 当年度未処分利益剰余金	91, 675		
利益剰余金合計		284, 405	
剰余金合計			484, 390
資本合計			1, 178, 646
負債資本合計			15, 334, 668

平成28年度荒尾市病院事業会計補正予算
(第2号)

(総則)

第1条 平成28年度荒尾市病院事業会計補正予算(第2号)は、
次に定めるところによる。

(資本的収入及び支出)

第2条 平成28年度荒尾市病院事業会計予算(以下「予算」とい
う。)第4条本文括弧書中「299,542千円」を「305,
342千円」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
支 出			
第1款 資本的支出	702,731千円	5,800千円	708,531千円
第3項 医学生奨学資金貸付金	9,600千円	5,800千円	15,400千円

(債務負担行為)

第3条 予算第5条に定めた債務負担行為の追加は、次のとおり
とする。

事項	期間	限度額
診療材料等の物品管理(SPD)システム業務委託料	平成29年度～平成33年度	15,000千円
SPDによる診療材料費	平成29年度～平成33年度	2,250,000千円

平成28年11月30日提出

荒尾市長 山下慶一郎

平成28年度荒尾市病院事業会計補正予算（第2号）実施計画

資 本 的 収 入 及 び 支 出

支 出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備 考
1 資本的支出			702,731	5,800	708,531	
	3 医学生奨学資金貸付金		9,600	5,800	15,400	
		1 医学生奨学資金貸付金	9,600	5,800	15,400	医学生奨学資金貸付対象者の增加
支 出 合 計			702,731	5,800	708,531	

平成28年度 荒尾市病院事業予定キャッシュ・フロー計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位:千円)

1 医業活動によるキャッシュ・フロー

当 期 純 利 益	56,097
減 値 償 却 費	239,400
資 産 減 耗 費	10,000
職 員 確 保 経 費	5,500
貸 倒 引 当 金 の 増 減 額	1,626
退 職 給 付 引 当 金 の 増 減 額	12,438
賞 与 引 当 金 の 増 減 額	10,000
長 期 前 受 金 戻 入 額	△ 13,500
未 収 金 の 増 減 額	13,378
未 払 金 の 増 減 額	69,344
貯 藏 品 の 増 減 額	0
そ の 他 流 動 資 産 の 増 減 額	0
そ の 他 流 動 負 債 の 増 減 額	0
資 本 費 繰 入 収 益	△ 65,041
受 取 利 息 及 び 配 当 金	△ 567
支 払 利 息 及 び 企 業 債 取 扱 諸 費	18,000
小 計	356,675
利 息 及 び 配 当 金 の 受 取 額	567
利 息 の 支 払 額	△ 18,000
計	339,242

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有 形 固 定 資 産 の 取 得 に よ る 支 出	△ 402,797
有 形 固 定 資 産 の 売 却 に よ る 収 入	5,390
長 期 貸 付 金 に よ る 支 出	△ 25,400
長 期 貸 付 金 返 済 に よ る 支 出	0
長 期 前 受 金 等 収 入 (補 助 金)	2,672
資 本 費 繰 入 収 益	65,041
計	△ 355,094

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

一 時 借 入 れ に よ る 収 入	900,000
一 時 借 入 金 の 返 済 に よ る 支 出	△ 1,100,000
企 業 債 借 入 れ に よ る 収 入	361,040
企 業 債 償 返 に よ る 支 出	△ 275,074
寄 附 金 収 入	0
他 会 計 出 資 金	34,086
長 期 借 入 れ に よ る 収 入	0
長 期 借 入 金 返 済 に よ る 支 出	0
計	△ 79,948
当 期 資 金 増 減 額	△ 95,800
期 首 資 金 残 高	361,281
期 末 資 金 残 高	265,481

平成28年度 荒尾市病院事業予定貸借対照表

(平成29年 3月31日)

(単位:千円)

資 产 の 部

1 固 定 资 产

(1) 有形固定資産

イ 土 地	94,646
ロ 建 物	3,971,236
減価償却累計額	<u>△ 2,922,929</u>
	1,048,307
ハ 構 築 物	124,377
減価償却累計額	<u>△ 105,088</u>
	19,289
二 器 械 備 品	2,749,192
減価償却累計額	<u>△ 2,014,263</u>
	734,929
木 車 両	4,242
減価償却累計額	<u>△ 4,030</u>
	212
ヘ 樹 木	2,235
ト 建設仮勘定	215,126
チ その他有形固定資産	0
減価償却累計額	<u>0</u>
	0
有形固定資産合計	2,114,744

(2) 無形固定資産

イ 施設利用権	72
ロ 電話加入権	<u>2,037</u>
無形固定資産合計	2,109

(3) 投 資

イ 投資有価証券	0
ロ 長期貸付金	<u>109,050</u>
投 資 合 計	<u>109,050</u>
固定資産合計	2,225,903

2 流 動 資 產

(1) 現 金 預 金	265,481
(2) 未 収 金	944,367
(3) 貸 倒 引 当 金	△ 4,000
(4) 貯 藏 品	1,021
(5) その他の流動資産	0
流 動 資 產 合 計	<u>1,206,869</u>
資 產 合 計	<u>3,432,772</u>

負 債 の 部

3 固 定 負 債

(1) 企 業 債

イ 建設に要する企業債	825,446
口 その他の企業債	0
企 業 債 合 計	825,446
(2) 引 当 金	1,309,519
(3) 他会計借入金	0
固 定 負 債 合 計	2,134,965

4 流 動 負 債

(1) 一 時 借 入 金	450,000
(2) 未 払 金	576,764
(3) その他の流動負債	27,258
(4) 未 払 消 費 税	4,766
(5) 企 業 債	
イ 建設に関する企業債	230,695
口 その他の企業債	0
企 業 債 合 計	230,695
(6) 引 当 金	189,800
(7) 他会計借入金	0
流 動 負 債 合 計	1,479,283

5 縱延収益

(1) 長期前受金	111,705
(2) 収益化累計額	<u>△ 59,297</u>
縩延収益合計	<u>52,408</u>
負債合計	<u>3,666,656</u>

資本の部

6 資本金

(1) 自己資本金	<u>1,451,992</u>
資本金合計	1,451,992

7 剰余金

(1) 資本剰余金	
イ 受贈財産評価額	33,376
ロ 補助金	7,019
ハ 他会計負担金	0
二 寄附金	<u>0</u>
資本剰余金合計	40,395
(2) 利益剰余金	
イ 当年度未処理欠損金	<u>1,726,271</u>
欠損金合計	<u>1,726,271</u>
剰余金合計	<u>△ 1,685,876</u>
資本合計	<u>△ 233,884</u>
負債資本合計	<u>3,432,772</u>

報告第5号

専 決 処 分 に つ い て

公用車による物損事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成28年11月30日提出

荒尾市長 山下慶一郎

損害賠償額の決定について

公用車による物損事故に係る損害賠償について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のように専決処分する。

平成28年11月7日専決

荒尾市長 山下慶一郎

平成28年10月6日午前9時55分頃、荒尾市野原の八幡小学校前交差点において、市職員が運転する公用車が、発車してすぐに停車した相手方自動車に前方不注意により追突し、相手方自動車の後方バンパーを破損させたものである。

市は、相手方と和解し、これに対する損害を次のように賠償するものとする。

1 損害賠償の額 166,114円

2 損害賠償の相手方 [REDACTED]

[REDACTED]

専 決 処 分 に つ い て

市営住宅の明渡し及び延滞家賃の支払を求めるため訴えの提起（和解及び調停を含む。）をすることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成28年11月30日提出

荒尾市長 山下慶一郎

訴えの提起について

市営住宅の明渡し及び延滞家賃の支払請求について、次のように訴えを提起（和解及び調停を含む。）することを専決処分する。

平成28年10月19日専決

荒尾市長 山下慶一郎

1 当事者

原 告 荒尾市宮内出目390番地

荒尾市

代表者 荒尾市長 山下 慶一郎

被 告

[REDACTED]

[REDACTED]

[REDACTED]

2 事件名

市営住宅明渡し及び延滞家賃等支払請求事件

3 事件の内容

被告は、次のとおり市営住宅の家賃（督促手数料及び延滞金を含む。以下同じ。）を延滞しているため、荒尾市営住宅条例第37条の規定に基づき市営住宅の明渡し、延滞家賃の支払及

び明渡しまでの賃料相当損害金の支払を求めるものである。

団地名及び住宅番号	入居者名	延滞家賃
[REDACTED]	[REDACTED]	
[REDACTED]	[REDACTED]	296, 630円

4 請求の趣旨

- (1) 被告は、原告に対し市営住宅を明け渡せ。
- (2) 被告は、原告に対し延滞家賃及び明渡しまでの賃料相当損害金を支払え。
- (3) 訴訟費用は、被告の負担とする。
との判決及び仮執行の宣言を求める。

5 訴えの遂行方針

- (1) 弁護士を訴訟代理人と定める。
- (2) 裁判所から和解勧告があった場合は、市長の定める条件で和解することができる。
- (3) 第一審の判決の結果必要がある場合は、上訴する。